

森林資源に関する調査計画並
びに重要な森林植物の保護及
供給に関する長期の見通し

昭和62年7月24日制定

農林省



目



森林資源に関する基本計画	1
重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し	25
参考資料	35

森林資源に関する基本計画

目 次

I 計画の性格	4
II 森林資源に関する基本構想	5
1 森林資源をめぐる諸情勢	5
2 森林資源整備に当たっての基本的考え方	8
III 森林資源整備の目標	11
1 森林の機能の整備の目標	11
2 森林の施業方法の目標	14
3 森林資源整備の目標	15
IV 目標達成の方法	16
1 機能別の森林施業	16
2 森林造成	18
3 林道等の整備	20
V 目標達成の課題	21
1 多様な森林施業の展開	21
2 森林の総合的利用の推進	21
3 国民参加による森林の整備	22
4 国産材の安定供給と木材産業の体質改善	22
5 林業労働力の確保	23
6 山村振興の推進	23
7 研究開発の推進	23

我が国の森林資源を積極的に整備し、森林の有する多面的機能を総合的に発揮するため、政府は、昭和55年5月23日に「森林資源に関する基本計画」を策定し、これに基づいて各種施策を講じたところである。しかしながら、経済社会の発展に伴い、森林に対する国民の要請、林業経営を取り巻く条件、木材の需給事情等森林・林業をめぐる諸情勢は著しく変化しており、これに対処し、かつ、今後に見通される経済社会の発展の方向に即応するよう林業基本法第10条第2項の規定により「森林資源に関する基本計画」の改定を行うものである。

I 計画の性格

現下の我が国森林・林業は、内外の経済情勢等の変動の中で厳しい環境の下にあるが、林業が本来有する特質、すなわち、林木の生育期間が長期であること、収穫時期が必ずしも明確でないことなどから、森林資源の整備に当たっては、長期的視点に立ってその保続を図るとともに、需要動向及び自然的条件に応じて木材等の生産機能を適切に發揮するよう努める必要がある。

また、森林資源は、林産物の供給だけでなく水源のかん養、山地災害の防止、自然環境の保全・形成、保健・文化・教育的な利用の場の提供など国民経済及び国民生活と密接に結び付いた多面的機能を有しており、その適切な管理を通じてそれらの機能を総合的かつ高度に發揮させる必要がある。

「森林資源に関する基本計画」は、このような特徴及び役割を有する森林資源の長期的な整備の基本方向を明らかにすることにより、国の施策の指標となり、また、個々の林業経営の参考としての役割を有するものである。

今回、この計画の策定に当たっては、長期的な視点からの森林・林業のあるべき姿と国土利用計画（全国計画）を始め国の各種長期計画等との整合性に留意するとともに、今後の木材需給の見通しの一環として国産材供給を位置付けている「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」との関連性を重視した。

なお、この計画については、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的な対応が行われるべきものである。

II 森林資源に関する基本構想

1 森林資源をめぐる諸情勢

（価値観の多様化と森林資源）

狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁し、高度な経済・文化活動を展開する我が国において、森林は、林産物の供給を通じて、また、水源のかん養、山地災害の防止、自然環境の保全・形成等の公益的機能の発揮を通じて国民経済の発展と国民生活の向上に重要な役割を果たしてきた。

森林の果たすこのような役割に対する国民の期待は、21世紀に向けてますます多様化し、高まることが予想される。

すなわち、我が国経済の安定成長、生活水準の向上、国民の価値観の多様化等が進展する中で、再生産可能な多用途の資源としての木材を安定的に供給することの重要性が増すとともに、森林に対し、国土の安全性、水資源の安定確保、自然環境の保全、保健・文化的活動の場の提供等といった観点からの要請が高まり、森林の有する多面的機能をその自然的・社会的・経済的諸条件の下で有効かつ適切に発揮できるよう整備することの要請がますます高まるものと考えられる。

一方、これまで我が国の森林の多くは、山村におけるたゆみない林業生産活動を通じて維持・管理されてきたが、近年、木材需要の不振、木材価格の低迷等から林業生産活動が停滞しており、今後ともこのような状況が続くなれば、森林の有する多面的機能の高度発揮に重大な影響を及ぼし、国民の多様な要請に十分こたえられなくなることも懸念される。

このため、各般の施策を通じて林業生産活動の活発化を図るとともに、長期的視点に立って国民の多様な要請に的確に対応できる森林資源の整備を積

極的に進めていくことが大きな課題となっている。

(国民生活に必要な木材を供給する森林資源)

我が国の木材需要は、木造住宅建設の動向等から停滞してきたが、近年における木材に対する本物志向の高まりや今後における木材需要拡大の努力から見て、長期的には漸増傾向で推移するものと見込まれる。

一方、木材供給について見ると、国産材の供給は、木材価格の低迷、不法正な人工林の階級構成等から現在横ばいで推移しているが、戦後植栽された人工林が次第に主伐期に到達することから、今後、その供給可能量は増大するものと見込まれる。また、外材の輸入は、木材需給の緩和等から現在減少傾向で推移しているが、外材のうち、熱帯広葉樹材については資源的な制約等からその供給可能量は今後低下するものの、その他の外材、特に針葉樹材については現在以上の供給可能量があるものと見込まれる。

このような情勢の中で、今後とも国産材と外材及び非木質系代替材との競争は厳しさを増すものとみられるが、約1千万haの人工林を有する我が国においては、国土保全、水資源かん養等の公益的機能の発揮に配慮しつつ木材を安定的に供給していくことの重要性は、更に増すものとみられる。

このため、林業生産活動の活性化により植栽、保育・間伐など適正な森林施設の実施を図るとともに、林道等の整備を推進することにより、木材を安定的に生産する場としての森林の整備を引き続き進めていくことが重要となっている。また、木材需要の多様化傾向に対応して多様な樹種、径級及び品質の木材を隨時供給し得るように森林の整備を進めていくことも必要となっている。

これらのこととは、林業生産活動の場であり、近年、人口の減少、産業基盤

及び生活環境の整備の立ち遅れ、集落機能の低下等の諸問題が生じている山村地域の振興に寄与することにつながるものである。

(山地災害を防止し、水源をかん養する森林資源)

近年、国土の開発の進展等に伴って山地・山麓周辺まで開発が進み、山地災害によって人家その他の施設等が被害を受けるおそれが増大している。山地災害は、長期的に見ると減少傾向で推移しているものの、特定の地域においては多くの人命、財産の喪失を伴う激甚な災害が発生しているなどその態様が変化している。

また、我が国の水需要は、人口の増加、生活水準の向上等により長期的には増大することが予想されている。

このような情勢の変化に的確に対処して、山地に起因する災害を防ぐための森林を整備し、また、河川流量を平準化し、渇水や洪水を緩和するなど水源のかん養を図るための森林の一層の整備を図ることが必要となっている。

(保健・文化的な利用の要請にこたえ、快適な生活環境を保全する森林資源)

国民の価値観やライフスタイルの変化に伴い、緑との触れ合いを求める国民の欲求の高まりを背景として、近年、森林に対し、自然環境の保全や精神を充実し個性を豊かにする活動を展開するための空間として、あるいは森林浴、青少年の教育の場として利用することの要請が高まっている。

また、都市化の進展等に伴い、生活環境を保全、形成するため、森林の有する大気浄化、騒音防止等の機能の高度発揮への要請が高まっている。

このような森林に対する要請に対応して、自然環境を保全するとともに、国民が

森林の中に入り保健・文化・教育的な諸活動を適切に行えるような森林空間を整備し、また、生活環境の悪化を防ぐための森林を整備することが必要となっている。

2 森林資源整備に当たっての基本的考え方

“量的な物の豊かさ”を求めた時代においては、木材生産の増大や荒廃した林地の復旧を主とした国土の保全が強く要請され、これにこたえて森林資源の整備が進められた結果、森林面積の4割に当たる約1千万haの人工林の造成がなされた。

これに対し、今後の“質的な心の豊かさ”を求める時代においては、多様な木材需要に対応するとともに森林に対する多様なニーズにこたえられるよう、

- ① 人工林の適正な整備を図りつつ、伐採年齢を多様化、長期化し、齡級構成を平準化するとともに、
- ② 人工林において抜き伐り、樹下植栽等を行う複層林の造成や天然力を活用しつつ植栽、除伐、間伐等を実施する育成天然林の造成、
- ③ 木材等生産機能と保健文化機能を併せ発揮し得るよう多様な林木を適度な間隔で配置するなど森林空間の総合的利用が可能な森林の造成など地域の立地条件に応じた多様な森林資源の整備を図ることがますます重要になると予想される。

したがって、森林資源の整備に当たっては、今後における我が国経済社会の動向を踏まえ、経済の発展及び社会生活の向上に寄与することを目的として、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるという観点に立ってこれを行うことが必要である。このような基本的な考え方の下に適正

な森林施業を計画的かつ持続的に実施することによって、21世紀の我が国経済社会にふさわしい森林資源の整備を図っていくことが緊要である。

(国民の多様な要請にこたえる森林資源の整備)

人工林については、単層林の整備に加え、森林の裸地化を回避することにより、水源涵養機能等の発揮が特に要請されているところで複層林の造成、整備を積極的に推進することとする。

また、現在の人工林の齡級構成から見て、将来国産材の供給力が大幅に増大することが予想されることから、国産材の安定的な供給を図るために、地域の実情に応じ伐採年齢を多様化、長期化し、齡級構成を平準化することとする。

さらに、将来とも全森林面積の5割強を占める天然林については、広葉樹材の根強い需要、森林の保健・文化・教育的な利用など国民の森林に対する多様な要請の高まりにこたえていくため、今後ともその整備・充実を図ることとする。特に、農山村の集落周辺に存在する天然林等において優良な広葉樹林を育成するなど育成天然林の造成を積極的に推進することとする。

(総合的利用に対応した森林資源の整備)

都市周辺の緑の減少、高齢化社会への移行等を背景に、快適な環境の一部としての森林、精神的な豊かさを養う場としての森林、さらには健康的な活動の場としての森林に対する期待が高まっていることから、従来からのレクリエーションの場としての利用に加え、森林浴の場としての利用、ライフスタイルの変化に伴うアウトドアライフの舞台としての利用、教育の場としての利用等の保健・文化・教育的な面も併せた森林空間の総合的な利用に対応

した森林資源の整備を推進することとする。

一方、山村においては、林業・木材産業の不振、生活環境整備の立ち遅れなどにより過疎化が進行し、森林の管理水準の低下が懸念されており、かかる状況の下で、地域の実情に応じ、森林を総合的に利用することなどにより都市の活力を山村に導入し、山村及び林業の活性化を図ることが必要となっている。

このため、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて林道その他各種森林利用施設を一定の地域的な広がりのもとに有機的に配置するとともに、適切な森林施業を行うことによって多様な形態の森林を整備し、森林空間の総合的な利用を推進し、森林に対する要請にこたえるとともに、山村・林業の活性化を図ることとする。

III 森林資源整備の目標

すべての森林は、森林の有する多面的機能の発揮によって国民生活に寄与しており、その意味においては、広くすべての森林について、要請される機能が高度に発揮されるよう整備を進める必要がある。

このため、我が国森林の置かれている自然的・社会的・経済的諸条件から見て望ましい森林の機能の整備の目標、森林の機能の発揮の基礎となる森林施業方法の目標及び森林施業に裏打ちされた森林資源整備の目標をそれぞれ次のとおり定める。

1 森林の機能の整備の目標

森林の有する木材等生産、水源涵養、山地災害防止、生活環境保全及び保健文化の各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿及び各々の機能の整備対象面積を森林のおかれている自然的・社会的・経済的諸条件に関する一定の因子を基に算定した結果は第1表のとおりである。

第1表 森林の機能の整備の目標

(単位:万ha)

機能	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿	整備対象面積
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壤を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な林木から成る成長量の多い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林	1,580
水源かん養機能	团粒構造がよく発達し、かつ、粗孔隙に富む土壤を有し、根系の発達が良好であり、複層林など樹冠のうっ閉度が高く成長のおう盛な森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等の治山施設が整備されている森林	1,435
山地灾害防止機能	根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等の治山施設が整備されている森林	436
生活環境保全機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く諸害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉質の多い樹種によって構成されている森林	355
保健文化機能	多様な樹種から成り、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種、林相からなり明暗、色調に変化を有する森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林及び郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林並びに原生的な自然環境を保持し、学術的に貴重な動植物の生息している森林	512

(注) (1) 木材等生産機能については、全森林を対象として、気象、地形、標高、土壤等の評価因子により林地の生産力の程度を評価し、人工林化等による林地の生産力の増大が相当程度期待される森林を、林内道路からの距離を勘案して、特に木材等生産機能を高度に發揮させる必要のある森林面積とした。

(2) 水源かん養機能については、全森林を対象として、土壤、表層地質、標高、傾斜等の評価因子により林地の水資源かん養の程度及び洪水発生の危険度を相対的に評価し、その程度及び危険度が高いとされた森林を、社会的要請に配慮して、特に水源かん養機能を高度に発揮させる必要のある森林面積とした。

(3) 山地灾害防止機能については、全森林を対象として、表層地質、傾斜、谷密度等の評価因子により山地崩壊等の危険度を相対的に評価し、その危険度が高いとされた森林を、社会的要請に配慮して、特に山地灾害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林面積とした。

(4) 生活環境保全機能については、全森林を対象として、都市の人口、市街化区域との関連で見た森林の位置等の評価因子によりその機能の程度を相対的に評価し、その程度が高いとされた森林を、社会的要請に配慮して、特に生活環境保全機能を高度に発揮させる必要のある森林面積とした。

(5) 保健文化機能については、全森林を対象として、景観、林種、森林の位置、河川・湖沼の状況、文化財等の賦存状況等の評価因子により自然環境の保全や保健・文化・教育的な機能の程度を相対的に評価し、その程度が高いとされた森林を、社会的要請に配慮して、特に保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林面積とした。

(6) 各機能の整備対象面積の合計は、それぞれ重複があるため、第3表の森林面積総数には一致しない。

2 森林の施業方法の目標

森林の有する木材等生産機能と公益的機能との調和を図りつつ、健全な森林資源の維持造成を目的とする施業方法の目標面積は第2表のとおりである。

第2表 施業方法の目標面積

(単位:万ha)

施業方法	面積
人工林施業	1,150
单層林施業	1,043
複層林施業	107
天然林施業	1,305
育成天然林施業	320
天然生林施業	985
計	2,455

(注) 施業方法の考え方は、次のとおりである。

1. 人工林施業とは、人工更新により森林を造成する施業であり、单層林施業及び複層林施業を総称したものである。
 - (1) 单層林施業とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人工更新により森林を造成する施業である。
 - (2) 複層林施業とは、原則として人工更新により造成した森林において、森林を構成する林木を部分的に伐採し、人工更新により複数の樹冠層を有する森林(施業の関係上一時に单層となる森林を含む。)を造成する施業である。
2. 天然林施業とは、天然更新により森林を造成する施業であり、育成天然林施業及び天然生林施業を総称したものである。
 - (1) 育成天然林施業とは、ぼう芽更新、天然下種更新など天然力を活用しつつ、地表かきおこし、刈払い、植え込みなどの更新補助作業又は除伐、間伐等の保育作業など森林に積極的に人手を加えることによって森林を造成する施業である。
 - (2) 天然生林施業とは、主として天然力を活用することによって森林を維持造成する施業である。このなかには、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐等の施業を行う林地を含む。

3 森林資源整備の目標

我が国の森林資源が木材等の生産、水源のかん養、山地災害の防止、保健・文化等の多面的機能を総合的かつ最高度に發揮する状態を「指向する森林資源の状態」とし、これに到達する過程である昭和69年度、79年度、89年度の森林資源の状態を「目標とする森林資源の状態」として定めれば、それぞれ第3表のとおりである。

第3表 森林資源整備の目標

面積 (万ha)	区分	基準年度	目標とする森林資源の状態			指向する森林資源の状態
			69年度	79年度	89年度	
人 工 林	单層林	(99) 1,003	(88) 1,065	(54) 1,082	(19) 1,062	1,043
	複層林	8	19	53	88	107
	小計	1,011	1,084	1,135	1,150	1,150
天 然 林	育成天然林	35	96	173	249	320
	天然生林	1,407	1,274	1,147	1,056	985
	小計	1,442	1,370	1,320	1,305	1,305
除 地		80	80	80	80	80
合 計		2,533	2,534	2,535	2,535	2,535
蓄 積	総蓄積(百万m³)	2,717	3,232	3,663	3,810	3,900
	ha当たり蓄積(m³)	111	132	149	155	159

- (注) (1) 基準年度は、昭和59年4月1日現在の状態を示す。
 (2) 目標とする森林資源の状態は、各年度当初の状態を示す。
 (3) ()は、今後单層林から複層林に移行する面積で内数である。
 (4) 目標とする森林資源の状態の面積は、国土利用計画(全国計画)における昭和70年の森林の目標面積を基準とした。

IV 目標達成の方法

この計画の目標を達成するための機能別の森林施業、森林資源整備の基本となる森林造成及びこれらを側面から支える役割を有する林道等の整備の内容は、次のとおりである。

1 機能別の森林施業

森林資源の整備に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に發揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図りつつ適正な森林施業を実施することにより、健全な森林資源の維持造成を推進するものとする。また、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合においては、その森林に関する地形、地質等の自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、併存する他の機能に配慮しつつ、より重視すべき機能を高度に發揮させることに適した森林施業を採用し、目標とする森林構成に誘導するよう努めるものとする。

このような基本的考え方により、森林の有する機能ごとに、各々の機能の発揮を図る上から望ましい森林資源の姿に誘導するための森林施業上特に留意すべき事項は、次のとおりである。

(木材等生産機能)

木材等生産機能を高度に發揮させる必要のある森林にあっては、伐採面積、伐区の形状、保護樹帯の設置等に配慮しつつ、立地条件に適合した適正な森林施業を行うことにより、良好な形質を有する林木から成り、かつ、成長がおう盛で適正な立木密度を有する森林の造成に努めるものとする。

なお、当該森林施業を効果的に推進するため、林道等生産基盤の整備を推進する。

(水源かん養機能)

水源かん養機能の発揮が要請される森林にあっては、森林の代謝をおう盛にして、浸透・保水能力の高い森林土壤の維持向上を図るために、流域の特性等に配慮して複層林等の森林を造成することを目的として植栽、保育等を積極的に行うものとする。

なお、必要に応じて水源のかん養を目的とした治山施設の整備を推進する。

(山地災害防止機能)

山地災害防止機能の発揮が要請される森林にあっては、土砂の流失、崩壊の防止を図るため、林床の安定した森林を造成することを目的として植栽、保育等を積極的に行うものとする。

なお、必要に応じて山腹、溪流の荒廃防止及び集落、道路等の保全を図るため、治山施設の整備を推進する。

(生活環境保全機能)

生活環境保全機能の発揮が要請される森林にあっては、大気の浄化、騒音の防止など良好な生活環境を保全するため、諸被害の防止効果や諸被害に対する抵抗性の高い樹種の植栽、保育等を推進する。

(保健文化機能)

保健文化機能の発揮が要請される森林にあっては、自然的条件及び社会的要請に応じて、郷土樹種から成る森林、適度な間隔で林木が配置されている森林など多様な森林を整備するとともに、必要に応じて森林利用施設の整備を図ることにより、適切な森林の維持管理を推進する。特に、自然環境の保全を図るべき森林においては、良好な環境を保全するための適切な森林施業を推進する。

2 森林造成

森林造成は、総合的な資源としての森林資源の充実のための基本であり、木材等生産機能の向上にとって不可欠のものであるだけでなく、森林の有する公益的機能の拡充にとって肝要である。

森林造成の方法は、人工林施業及び天然林施業に分けられる。

(1) 人工林施業

(単層林施業)

単層林施業は、地形、土壤条件、植生等の自然的条件から見て林地生産力の増大が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から見て人工造林を適当とする森林について行うこととし、その対象地は 1,043 万 ha である。

このうち、木材の持続的供給その他の機能の発揮の観点に立って、今後新たに拡大造林を行う面積を 139 万 ha とし、おおむね 25 年後までにその導入を完了することとする。

(複層林施業)

複層林施業は、森林の裸地化を回避しつつ森林の有する公益的機能の高度発揮の要請及び多様な木材需要にこたえていくため、公益的機能又は木材等生産機能の高度発揮の要請が高く、林道の整備状況等から見て当該施業を行うことが適切とされる人工林について行うこととし、その対象地は 107 万 ha である。

このうち、今後新たに複層林へ誘導する森林は 99 万 ha とし、おおむね 40 年後までにその導入を完了することとする。

(2) 天然林施業

(育成天然林施業)

育成天然林施業は、保健文化機能等の公益的機能の高度発揮の要請の高まりや広葉樹材に対する根強い需要にこたえていくため、公益的機能の高度発揮の要請の高い天然林及び広葉樹材生産に適した天然林について行うこととし、その対象地は 320 万 ha である。

このうち、今後新たに育成天然林へ誘導する森林は 285 万 ha とし、おおむね 40 年後までにその導入を完了することとする。

(天然生林施業)

天然生林施業は、自然的条件から見て主として天然力を活用することによって木材等生産機能又は公益的機能の発揮が確保される森林について行うこととし、その対象地は全森林面積の約 4 割に当たる 985 万 ha である。

このうち、おおむね 3 分の 1 については施業区分を禁伐等とし、自然環境の保全、種の保存等に配慮することとする。

3 林道等の整備

林道は、外材、代替材に亘して競争し得る効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理にとって必要不可欠であり、また、森林空間の総合的な利用の推進、山村の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしていることから、林道の整備促進を図ることが必要である。

このような観点から、労働事情、林業技術体系等を踏まえて、きめ細かい森林施業の展開に見合った合理的な林業経営と森林管理が行われるよう林道の整備目標を定めれば次のとおりである。

(単位 : 千km)

	現 状	整備目標
林道整備	102	285

林道の開設は、森林に対する多様な要請にこたえ得る森林資源が整備できるように、おおむね40年後までに全量を完了することとする。

林道の開設に当たっては、それぞれの開設目的に適合した規格及び構造によるほか、森林の有する公益的機能を損なうことのないよう工法等に適切に配慮するとともに、常時適切な維持管理を行うものとする。

また、林道の整備と併せて作業道の作設を進め、適切な森林施業の確保を図ることとする。特に、複層林施業及び育成天然林施業においては、伐採、搬出、保育等の作業をきめ細く、継続的に行わなければならないことから、林道と一体となって継続的な使用に供する基幹作業道を整備する。

なお、基幹作業道の整備については、地域の実態により異なるものと考えられるが、標準的な林業経営ではおおむね230m/ha程度が目安と考えられる。

V 目標達成の課題

この計画の目標を達成するためには多くの課題があるが、とりわけ重要と考えられるものは次のとおりである。なお、課題の達成に当たっては、国、地方公共団体等の果たすべき役割も大きいが、林業、木材産業界の自助努力が重要である。

1 多様な森林施業の展開

国産材の供給に当たっては、供給力の不均衡の是正を図るとともに、木材需要の多様化に適切にこたえるため、若齡林に偏った「団塊」を形成している現在の森林の伐採年齢を多様化、長期化して齡級構成の平準化を図る必要がある。

このため、森林計画制度において生産目標に対応した施業体系を整備し、その普及定着を推進することにより伐採年齢の多様化、長期化を図りつつ、複層林施業、育成天然林施業など多様な森林施業の展開を進める必要がある。

2 森林の総合的利用の推進

森林を木材、きのこなどの生産の場又は混牧林として利用するだけではなく、文化的・教育的な面での森林に対するニーズの高まりに応えつつ森林空間の総合的な利用を促進するため、多様な森林の整備を推進することが重要である。

このため、民間の資金及び経営のノウハウを活用するシステムの構築等により民間活力を導入しつつ森林利用施設を一定の広がりをもった地域に適正に配置するとともに、複層林施業等の適切な施業を行うことにより、利用目

的に応じた多様な森林の整備を、地域の実情、利用者の意向等を踏まえつつ推進する必要がある。

3 国民参加による森林の整備

木材需要の停滞とこれに伴う価格の低迷等から林業生産活動が著しく停滞しており、森林の適正な管理が困難となってきている。このような状態が続くなれば、国土保全など公益的機能の発揮の上で重大な問題を生ずるおそれがある。このため、公的機関による森林の整備を促進することはもとより、緑に対する国民の関心の高まりを森林の整備や林業の振興に結び付けていくため、分収林制度等を活用して国民の参加・協力による森林の整備を進める必要がある。

4 国産材の安定供給と木材産業の体質改善

森林資源の整備を計画的に進めていくためには、今後本格的な主伐期を迎えるとしている国産材の供給力の増大に対応し、これに見合った国産材の安定供給と木材産業の体質改善を図ることが重要である。

このため、組織・経営基盤の拡充、多様な事業展開の促進等により、森林組合を始め素材生産業者等の地域の林業事業体を幅広く育成強化するとともに、国産材の生産から加工、流通にわたる供給体制の一体的な整備を推進していく必要がある。

また、木材産業における再編合理化と加工の高度化、流通の近代化等を図ることにより、木材産業の体質改善を推進していく必要がある。

5 林業労働力の確保

国産材の供給を支える林業労働力を将来にわたって確保していくため、山村地域の定住環境の改善を図るとともに、地域ぐるみでの担い手の育成・確保のための取組みの強化、基幹的な林業従事者の育成、就労条件の改善、労働安全衛生の確保等を図る必要がある。この場合、林業を就労の場として魅力あるものにすることが基本であり、そのための林業生産基盤の整備、林業構造の改善等を併せて推進することが重要である。

6 山村振興の推進

森林の有する多面的機能の維持増進を図るために、過疎化、高齢化の進行に伴いその活力を失いつつある山村の振興を図ることが極めて重要である。このため、山村地域における生活環境の整備を進めるとともに、林業の活性化を始め、林間栽培や林間放牧など林業と農畜産業を組み合わせた森林の農林一体的利用や都市との交流の促進等、山村地域の立地条件に応じた形での所得の向上と就業機会の確保を図ることが必要である。

また、森林空間の総合的な利用の推進等により都市の活力を山村に導入し、地域の活性化を図ることも必要である。

7 研究開発の推進

合理的な森林施業を進め、また、木材の生産、加工、流通部門の生産性の向上、新製品の開発等を図るために、長期的かつ総合的視点の下に、森林施業、林木育種、林業機械、林産物の需要開発等の各分野における技術の開発、改良及び試験研究を積極的に推進する必要がある。

また、このような研究開発を推進するに当たっては、国公立試験研究機関、

大学が民間企業と有機的な連携を図り産学官が協力して研究開発を進めるなど研究開発体制の整備を図る必要がある。

重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し

目 次

政府は、昭和55年5月23日に「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」を策定したところであるが、経済事情の変動により、この見通しと実績との間に大きなかい離が生じているため、林業基本法第10条第2項の規定により、「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」の改定を行うものである。

I 見通しの性格及び方法	28
II 重要な林産物の需給に関する長期の見通し	29
1 林産物需給のこれまでの動向	29
2 重要な林産物の需給に関する長期の見通し	29
III 将来の林産物需給における課題	32
1 消費者ニーズへの積極的対応による木材需要の拡大	32
2 安定的な供給体制の確立	32
3 木材産業の体质改善	33

I 見通しの性格及び方法

(見通しの性格)

この見通しは、重要な林産物の長期的な需要及び供給を明らかにすることにより、国の施策の指標となり、また、個々の林業・木材産業経営の参考としての役割を有するものである。

(需給の区分)

見通しは、需要を製材用材、木質パネル類用材、パルプ用材及びその他用材に4区分し、また、供給を国内供給量及び輸入量に2区分して、昭和69年及び昭和79年について推計を行った。

(見通しの方法)

製材用材及び合板などの木質パネル類用材については、マーケットメカニズムを模式化・単純化した需給均衡モデルを用いて需給量を予測した。このモデルは、実質経済成長率、新設住宅木造率等の関数として表される需要モデルと森林資源構成、林道年間開設延長等の関数として表される供給モデルから需給量を算出するものである。

また、パルプ用材及びその他用材については、実質経済成長率、総人口等の指標から求めた需要構造式を用いて需給量を予測した。

(弾力的な対応の必要性)

なお、経済指標にはエネルギー情勢、為替レートなど予測し難い要因が多く、これらの要因の変化によって我が国の経済情勢等が変化した場合には、この見通しについて、弾力的な対応が行われるべきものである。

II 重要な林産物の需給に関する長期の見通し

1 林産物需給のこれまでの動向

(木材需要の動向)

木材需要量は、昭和48年の1億2千万m³をピークにその後減少して昭和50年には1億m³を下回ったが、昭和51年から昭和55年までは1億~1億1千万m³程度で推移した。しかし、昭和56年には住宅建設戸数の減少、木造率の低下等から急激な減少をみて1億m³を下回り、その後9千2百~9千4百万m³台で推移している。

用途別に見ると、最大の需要分野である製材用材は昭和60年までの木造住宅建設の停滞等から減少傾向、木質パネル類用材は横ばい、パルプ用材は増加傾向で推移している。

(木材供給の動向)

一方、供給量について見ると、国産材の供給量は昭和42年の5千9百万m³をピークに次第に低下し、昭和50年以降3千4百~3千8百万m³程度で推移している。また、外材の輸入量は、昭和30年代後半の外材輸入の自由化以降おう盛な木材需要に支えられて昭和54年の7千6百万m³まで増大したが、その後急激に減少し昭和56年以降は5千9百万m³前後で推移している。

2 重要な林産物の需給に関する長期の見通し

(木材需要の見通し)

需要量について見ると、製材用材はかなりの減少の可能性もあるものの、

効率的な生産・加工・流通体制の整備と相まって、各種の木材需要拡大方策を積極的に推進することにより横ばいなし漸減傾向で推移すると見込まれる。

木質パネル類用材は、技術開発の進展による生産性の向上、新製品の開発等により漸増していくものと見込まれる。

パルプ用材は、経済の成長に伴って漸増していくものと見込まれる。

また、その他用材は、しいたけ原木の需要が安定的に推移すること、先端技術を活用した新規需要分野の開拓が期待されることなどから横ばいなし漸増傾向で推移すると見込まれる。

この結果、木材需要量は、昭和59年の9千4百万m³から昭和69年には9千9百～1億1百万m³、昭和79年には1億4百～1億8百万m³に達すると見込まれる。

(木材供給の見通し)

一方、供給量について見ると、国産材は今後本格的な主伐期を迎える、その供給力は次第に増大していくこととなるが、伐採年齢を多様化しつつ長期化することなどによりその供給力の平準化を図るとともに、林道の整備、林業機械の開発等による素材生産コストの削減や国産材安定供給体制の積極的な整備による代替材及び外材との競争条件の改善を図ることによって、供給に占める国産材の割合は今後高まっていくものと見込まれる。

また、外材について見ると、熱帯広葉樹材の輸入量は南洋材産地国における資源的制約等から減少すると見込まれ、針葉樹材の輸入量は米材産地国における豊富な森林資源等もあって現状程度で推移すると見込まれる。

このようなことから、国内供給量は、昭和69年には4千～4千3百万m³、

昭和79年には4千5百～5千2百万m³と漸増していくものと見込まれる。

また、外材輸入量は、昭和69年には5千8百～5千9百万m³、昭和79年には5千6百～5千9百万m³と横ばいなし漸減していくものと見込まれる。

なお、南洋材丸太及び米材丸太の減少、パルプを含む製品の増加など外材の質的内容には相当な変化が生ずるものと見込まれる。

林産物需給の見通し

(単位：百万m³)

区分		昭和59年実績	昭和69年	昭和79年
需 要	製材用材	45	43～45	42～45
	木質パネル類用材	(0)15	(1)17	(1)18～(1)19
	パルプ用材	(7)31	(7)35	(7)40
	その他用材	4	4	4～5
計		(7)94	(8)99～(8)101	(8)104～(8)108
供 給	国内供給量	(7)35	(8)40～(8)43	(8)45～(8)52
	輸入量	59	59～58	59～56
	計	(7)94	(8)99～(8)101	(8)104～(8)108
木材自給率(%)		37	40～43	43～48

(注) ()は工場残材で外数である。

III 将来の林産物需給における課題

以上のように、今後の我が国林産物需給は、国産材資源の充実及び外材の供給力の継続により供給力が増大するものと見込まれるが、需要量はパルプ用材を除けば横ばいないしやや増加する程度にとどまるとみられることから、木材と代替材との競争はもとより国産材と外材との競争も厳しさを増すものと考えられる。

このような状況においては、林業、木材産業を通じた不断の努力が必要であるが、特に重要な課題は次のとおりである。

1 消費者ニーズへの積極的対応による木材需要の拡大

木材需要の拡大を図っていくためには、生産・加工・流通コストの縮減による競争力の強化と相まって、多様化・個性化する消費者ニーズに即応した商品の開発と販売体制の確立、商品情報の提供、広告宣伝等による積極的なマーケティング活動の展開、建築用木材の規格・寸法の標準化・簡素化等を総合的に推進していく必要がある。この場合、特に充実しつつある国内の人工林資源を生かすため、製材技術や新しい木質パネル類の開発を一層促進するとともに既存パネル類への使用を促進する必要がある。

2 安定的な供給体制の確立

木材の安定供給を図るためにには、木材生産・加工・流通のコスト縮減と消費者ニーズにこたえる商品の供給を確保する体制づくりが重要である。

このため、国産材については、生産、加工、流通にわたる一体的な整備を推進するとともに、森林組合を始め素材生産業者など地域における林業生産

活動の核となっている林業事業体を幅広く育成強化し、さらに加工・流通業者、大工・工務店等との一層の連携強化を図り、素材の安定供給に関する合意の形成、林業情報システムの構築等を素材生産に係る高能率機械の開発・普及体制の強化と併せ、総合的に推進することが必要である。

また、外材については、木材供給の相当部分をなお外材に依存せざるを得ないとみられることから、産地国との対話と情報の交換及び森林資源の造成への協力等を通じて相互理解を一層深め、木材需要に見合った安定的な輸入を図っていく必要がある。

3 木材産業の体质改善

我が国の木材産業は、経済の高度成長期に形成された過剰な生産設備や消費者ニーズを反映しにくい多段階の流通機構を有しており、その経営規模も総じて中小零細であるなどその改善が立ち遅れている。

このため、高性能機械の導入及び商品の高付加価値化、過剰な生産設備の処理等による再編合理化、情報処理技術を活用した商流・物流の効率的な管理、住宅の設計・建設や販売分野との連携の強化により木材産業の体质改善を図る必要がある。

參 考 資 料

総 内 第 181 号

昭和 62 年 7 月 21 日

林 政 審 議 会

会 長 中 野 和 仁 殿

内閣総理大臣 中曾根 康 弘

諮問

林業基本法第 10 条第 3 項の規定に基づき、森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通しの別添改定案について貴会の意見を求める。

理由

政府は、昭和 55 年 5 月 23 日に閣議決定された森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し等に沿って施策を講じてきたところであるが、経済社会の発展に伴い、森林に対する国民の要請、林業経営を取り巻く条件、木材の需給事情等森林・林業をめぐる諸情勢は著しく変化するとともに、見通しと実績との間に大きなかい離が生じているため、この計画及び見通しにつき、林業基本法第 10 条第 2 項の規定により、このような情勢に対処し、かつ、今後に見通される経済社会の発展の方向に即応するようその改定を行う必要が生じたものである。

62 林審 第 7 号

昭和 62 年 7 月 21 日

内閣総理大臣

中曾根 康 弘 殿

林政審議会

会長 中野 和仁

森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要
及び供給に関する長期の見通しの改定について(答申)

昭和 62 年 7 月 21 日付け総内第 181 号をもって、諮問のあった別添森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し(案)について、下記のとおり答申する。

記

この諮問案は、おおむね妥当であると認める。

参 照 条 文

①林業基本法(昭和 39 年法律第 161 号)抜すい

(森林資源に関する基本計画及び林産物の需給に関する長期の見通し)

第 10 条 政府は、森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通しをたて、これを公表しなければならない。

2 政府は、森林資源の状況、重要な林産物の需給事情その他の経済事情等の変動により必要があるときは、前項の基本計画及び長期の見通しを改定するものとする。

3 政府は、第 1 項の基本計画及び長期の見通しをたて、又はこれを改定するには、林政審議会の意見をきかなければならない。

(林業生産に関する施策)

第 11 条 国は、林野の林業的利用の高度化を図るため、前条第 1 項の基本計画及び長期の見通しを参考して、林道の開設その他林業生産の基盤の整備及び開発、優良種苗の確保、樹種又は林相の改良等の造林の推進、機械の導入等必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。

②森林法(昭和 26 年法律第 249 号)抜すい

(全国森林計画)

第 4 条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、林業基本法(昭和 39 年法律第 161 号)第 10 条第 1 項の基本計画及び長期の見通しに即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、5 年ごとに、15 年を 1 期とする全国森林計画をたて

なければならない。

- 2 全国森林計画においては、左に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項を明らかにすることを旨として、定めるものとする。
 - 一 森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 二 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - 三 造林に関する事項
 - 3 の二 間伐及び保育に関する事項
 - 四 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
 - 五 森林の土地の保全に関する事項
 - 六 保安施設に関する事項
 - 七 その他必要な事項
- 3 全国森林計画は、良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮が払われたものでなければならない。
 - 4 農林水産大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、全国森林計画を変更することができる。
 - 5 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、中央森林審議会及び都道府県知事の意見を聞かなければならない。
 - 6 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、当該計画（変更の場合にあつては、変更後の計画）を関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。